宮崎県農業振興地域整備基本方針

昭和45年３月制定

昭和51年３月変更

昭和60年８月変更

平成14年３月変更

平成19年５月変更

平成22年12月変更

平成28年６月変更

令和４年３月変更

令和８年10月変更

宮　　崎　　県

目　　次

はじめに

第１　本県の面積目標その他の農用地等の確保に関する事項‥‥‥

■　はじめに

本県の農業・農村の持続的な発展を図るためには、農業生産の基盤となる農地等、農業上の利用が見込まれる土地を確保するとともに、意欲ある多様な担い手を主体とした農業生産活動や農村の集落活動等を通じて、農地の持つ多面的機能が適切に発揮されるように有効利用に努めることが重要である。

また、世界の食料需要の増大や気候変動など、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼすリスクが顕在化し、国内においても農地面積や農業従事者の減少などから、将来にわたる国民への食料の安定供給の確保のための対策を講ずる必要がある中、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）において、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図ることとされている。

このため、国は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づく「農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」を令和７年６月に変更し、食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な考え方や農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標を示したところである。

この農業振興地域整備基本方針は、国の基本指針や県の「宮崎県農業・農村振興長期計画」等を踏まえ、法第４条の規定に基づき、本県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標（以下「本県の面積目標」という。）、農用地等の確保、農業振興地域の指定等に関する事項を定めるものである。

第１　本県の面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

１　本県の面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

（１）本県の面積目標

農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進に加え、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用許可制度の適切な運用等により、令和17年の農用地区域内において確保すべき農用地（農用地区域内農地）の面積については、以下の①から③を踏まえて現状（令和５年58,389ha）よりも2,190ha減の56,199haを目標として設定することとし、優良な農地の確保とその有効利用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。

① 過去４年（令和２年から令和５年）の農用地区域からの農地の除外及び荒廃農地の発生のすう勢等が今後も継続した場合、令和17年までに3,137haの農用地区域内の農地面積の減少が見込まれる。

② 一方、集団的に存在する農地の農用地区域への編入促進、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化や農業生産基盤整備事業等による荒廃農地の発生防止、多面的機能支払制度等による共同活動への支援等による荒廃農地の解消により、令和17年までに1,372haの施策効果が見込まれる。

③ その他、定期見直し等により、農用地区域の設定要件を満たさないと判断される農地や土地利用計画に基づく開発予定による農用地区域からの除外、用途変更による農地面積の減少により、令和17年度までに425haの農地面積の減少が見込まれる。

（２）農業振興地域制度等の適切な運用

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を通じ、農業と農業以外との土地利用調整を図るとともに、必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する。

特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る。

（３）諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

ア　農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、地域ぐるみの話合いにより策定した土地利用構想の実現に必要な活動経費、基盤整備や施設整備費等への支援、地域計画に基づく農業の担い手への農地の集積・集約化の推進、農地法に基づく遊休農地に関する措置等により農地の保全、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

イ　農業生産基盤の整備及び保全

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく地域計画と連携しつつ、スマート農業技術の導入に向けた、農地の集積・集約化や区画の拡大、草刈り・水管理等の管理作業の省力化整備、情報通信環境の整備、国内の食料需要等も踏まえた水田の汎用化等の農業生産基盤の整備を推進する。

また、農業水利施設について、水土里ビジョンの仕組みも活用しつつ、長寿命化とライフサイクルコストの低減、維持管理の効率化・高度化、補修・更新や管理に係る費用・労力の抑制を図ることなどにより、戦略的な保全管理を推進する。

これらの取組により、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入する。

ウ　非農業的土地需要等への対応

非農業的土地需要に対応するための、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本とした、より適切かつ厳格な運用を図ることとするとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等の他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は原則として、おおむね５年ごとに法第12条の２に基づき実施する基礎調査等に基づき行う。

また、国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第１条の２第３項に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み、法第13条第２項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

エ　交換分合制度の活用

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するために農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、法第13条の２に規定する交換分合制度を積極的に活用する。

オ　推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等、制度の円滑かつ適正な運用を図ることとする。このため、県及び市町村の関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、県においては、市町村や学識経験者のほか、農業関係団体、商工関係団体、その他県の関係団体を代表する者から、市町村においては、農業関係団体、商工関係団体、集落代表者などから必要に応じて幅広く意見を求めるものとする。

カ　農業振興地域整備計画の策定・変更手続

市町村は農業振興地域整備計画を策定・変更するに当たって、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民に対して意見書の提出の機会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

キ　農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の２の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

ク　環境に配慮した持続可能な魅力ある農業・農村の実現

生産者の減少等の生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退、地球温暖化等による自然災害の頻発・激甚化、さらにはSDGsの取組が広がりをみせる中、国が策定した「みどりの食料システム戦略」に沿って、本県においては、災害に強く持続可能な生産基盤の確立や環境に優しい農業

の展開等により、次世代に引き継ぐ持続的で安全・安心な農業・農村づくりを目指す。

２　農業上の土地利用の基本的方向

本県は九州の東南部に位置し、西部の山岳地帯から東へ台地地帯や沿岸地帯を通じて太平洋に面する東西70km・南北160kmの南北に長い西高東低の地形で77万haの面積を有しているが、県土全体の76％を森林が占めており、平地は宮崎平野と北・西諸県盆地を有する程度である。県北部及び西部にそびえる九州山地や霧島火山帯を水源に五ヶ瀬川、耳川、小丸川、一ツ瀬川、大淀川など流路70km以上の河川が太平洋にそそぎ豊富な水資源をもたらしている。

県土利用の状況は、森林のほか農地が８％、宅地・道路用地が７％程度であるが、県土利用の推移をみると、農地が減少する一方で宅地・道路が増加している。今後も都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく18の都市計画区域の市街化区域・用途地域を中心に市街地開発や都市施設の整備が進むとともに、東九州自動車道を始めとする高規格幹線道路網の整備とこれらを補完する国県道等の機能を強化し、県内道路ネットワークの形成を着実に進める必要があることから、宅地・道路用地の増加傾向は続くと考えられる。

このような状況において、１の面積目標に基づき農用地区域内の農地を確保するため、今後農業上の利用が見込まれる農用地等の土地を含む地域については、工業用地や市街化区域・用途地域など農業以外の土地利用との調和を保ちながら、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地利用基本計画における農業地域として、積極的に農業振興地域に指定することを基本とする。さらに、森林に介在する農用地や農用地等の保全上必要な土地等については、林業の振興や森林の持つ多面的な機能の発揮との調和を図りつつ農業上の利用を図る。

（１）地域の区分

本県の気象や地勢等の自然的条件及び道路等交通網や経済流通などの社会的条件を踏まえ、農業における土地利用や水利用の状況、広域的産地形成の方向、各種農業振興計画等との関連性を総合的に勘案して、西臼杵支庁・各農林振興局の所管区域に合わせて県内を７つの地域に区分する。

地域名	市　町　村　名
中　部	宮崎市、国富町、綾町
南那珂	日南市、串間市
北諸県	都城市、三股町
西諸県	小林市、えびの市、高原町
児　湯	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
東臼杵	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
西臼杵	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

（２）地域別の土地利用の基本的方向

ア　中部地域

中部地域は、本県の中央部に位置し、宮崎市を中心とした1市２町からなる。総面積は86,939haで、うち森林面積は50,123ha、耕地面積は11,094haとなっており、耕地の占める割合は県全体の17.8％である。

冬季温暖で多照な気候を生かし、水田地帯では、早期水稲のほか、きゅうり、ピーマン、トマト等の施設野菜が生産され、畑地帯では、だいこん、かんしょ、葉たばこや茶等の土地利用型作物等の多くの品目が生産され、他地域に比べ農業産出額に占める耕種部門の比率が高い点が特徴である。

本地域の地域特性を最大限に活かし、農業・農村の持続的発展と農地の生産性向上を図るため、スマート農業技術の導入や多様な人材の確保・育成、地域計画による担い手への農地の集積・集約化、区画拡大や汎用化などの基盤整備を進め、多彩な生産農地として土地利用の高度化を図る。

イ　南那珂地域

南那珂地域は本県の南部に位置し、年平均気温が19.7℃（令和６年）で、沿岸部には無霜地域もあるなど県内で最も温暖な地域である。総面積は83,041haで、そのうち森林面積は65,640ha、

耕地面積は5,250haとなっている。

当地域では、冬季温暖多照な気候等、恵まれた自然条件を最大限に生かした農業が展開されており、日南市はスイートピーやかんきつ類、串間市は食用かんしょにおいて県内最大の産地である。また、水稲生産においては早期水稲を主体に、飼料作物や加工用米等との組み合わせによる複合経営が行われているほか、水田裏作品目として高収益作物の導入も検討されている。

水田については、農家の高齢化に伴い、地域内の大規模経営体への集積が今後さらに進むと想定されることから、生産性向上に資する取組である農地の集約や簡易基盤整備による区画拡大等を推進することで、持続可能な水田農業の展開を目指す。

樹園地についても、同様に農家の高齢化に伴って荒廃園地の増加が懸念されている。そこで、リタイアする農家の生産性の高い優良な樹園地を新規就農者等に継承する仕組みを構築することで、担い手の確保及び農地の継続利用につなげる。

ウ　北諸県地域

北諸県地域は、県南西部に位置し、西は霧島山系、東は鰐塚山系に囲まれた盆地が形成されている。総面積は76,338haで、そのうち森林面積は44,112ha、耕地面積は13,130haとなっており、一部中山間地域を含むがおおむね平坦で、農地の占める割合が多く、県内有数の農業地帯となっている。

農業生産額は、県全体の約３割を占め、そのうち畜産が約８割を超え県内でも畜産が盛んな地域となっている。これまでほ場整備や畑地かんがい施設等の基盤整備が進められており、畜産を中心に都城盆地に広がる広大な農地を利用した水稲や露地野菜、いも類、飼料作物の栽培など土地利用型農業が展開されている。

今後も本県の主要な農業地帯として発展が期待されることから、効率的な営農に向けて、農地の集積・集約を推進するとともに畑地かんがい用水を活用した加工・業務用野菜の産地として農地の利用を進める。また、農地の区画拡大を図る簡易基盤整備やほ場整備を通して生産性の高い水田農業を推進し、農地としての土地利用を図る。

エ　西諸県地域

西諸県地域は、宮崎県の南西部に位置し、北は九州山地をもって熊本県、西は霧島連山をもって鹿児島県と接している。総面積は93,127ha、うち森林面積は66,012haで、71%を占めている。耕地面積は11,810haで、県全体の18.9%を占める。このうち54.6%は畑であり、県全体の畑割合（46.4%）よりも高く、県内でも有数の畑作地帯となっている。

広大な畑台地と比較的冷涼な気候条件を生かして、農業産出額の７割強を占める畜産を中心に、水稲、野菜、果樹、花き、茶など、多様な農産物が生産されている。また、生産性を高め多様な営農が展開できる畑地かんがい営農の確立を図るため、本地域の4,150haの田畑を受益地として、平成８年度から西諸地区農業水利総合開発事業に取り組んでいる。

今後も農業生産基盤整備が進められている農地を中心に、畜産、野菜などの生産振興により、土地条件や水利条件に応じた農業上の利用を積極的に進める。

オ　児湯地域

児湯地域は、本県のほぼ中央部に位置し、東部は日向灘、西部は九州山地に囲まれた地域である。総面積は115,378haで、そのうち森林面積は83,190ha、耕地面積は12,619haとなっており、農地の占める割合が他の地域に比べて多く、県内有数の農業地帯となっている。

農地や畑地かんがい施設などの生産基盤、農業用ハウス・畜舎等の生産施設の整備が進んでおり、沿海地域では、きゅうり・ピーマン・マンゴーなどの施設園芸や加工・業務用の露地野菜、肉用牛・酪農・養豚・養鶏の畜産、茶、早期水稲など、山間地域では、夏季の冷涼な気候を生かした園芸作物や畜産など、多様な農業生産が行われている。

一ツ瀬川、綾川、尾鈴及び川南原の国営かんがい排水事業や区画整理等の基盤整備が進められ、土地条件や団地性に優れ機械化作業に対応できる条件が備わっているので、露地野菜や工芸作物などの土地利用型農業生産の農地としての利用を進める。

大和、椎瀬、新田西地区等では、大規模な基盤整備、三財地区等では畦畔除去等の簡易基盤整備を行い、農地の集積・集約と連動した、農地の区画拡大を目指すことで、大規模稲作等経営体の育成及び水田裏作の振興を図る。

カ　東臼杵地域

東臼杵地域は、東は日向灘沿岸から西は九州山地の中心部に至る広大な範囲に及び、総面積は249,900haで県全体の約32%を占める。本地域の総面積の約87%にあたる216,638haが森林であり、耕地面積は5,699haで、沿海地域の一部を除き集団的な農地は少ない。

このような中、海抜０ｍから1,000ｍまでの標高差を生かし、冬期温暖な沿海地域や夏期冷涼な山間高冷地域の気候条件や立地条件を生かした野菜、花き、果樹、茶や肉用牛を中心とした畜産など個性的な産地が育成されている。

農業生産基盤の整備については、担い手の育成、農地の利用集積等営農条件を考慮した生産性の高い土地基盤の整備を積極的に進めている。また、中山間地域では、自然環境や景観との調和を図りながら地域の実情に応じた基盤整備を計画的に進めている。このほか、農村の快適な生活環境基盤の整備を図っている。

五ヶ瀬川・耳川・北川等の河川流域の沖積平坦部の農地については、機械化作業に対応できる条件整備が進みつつあることから、農業上の利用を確保することを基本とする。

入郷地域の耳川･小丸川上流域等や峡谷の上に分布する農地は、全般的に団地規模が小さいが、野菜、果樹、畜産等の生産振興を図る観点から、農地の集団化及び施設化の推進等により農地の合理的利用を図るものとする。

キ　西臼杵地域

西臼杵地域は、本県の最北西部で熊本・大分の両県と境を接し、九州のほぼ中央に位置する山間農業地域である。総面積は68,693haで、そのうち森林面積は59,710ha、耕地面積は2,853haで、平坦地が少なく傾斜地に開かれた棚田が美しい景観を呈しており、その伝統的な農林業システムは2015年に世界農業遺産に認定されている。

土地利用の状況としては、山腹用水路による引水を活用した稲作のほか、肉用牛を核としてトマトやピーマン等の夏秋野菜、椎茸、花き、果樹、さらには希少な釜炒り茶などを組み合わせた多様な複合経営が展開されている。農業従事者の減少や高齢化が進行する中、農家や地域住民による集落ぐるみの共同活動によって、農地や産地が守られている。

今後は、持続可能な農業・農村を実現するため、隣接農地との簡易基盤整備やスマート技術の活用による地域に合った作業の効率化・省力化を推進する。また、飼料の自給拡大や高温対策等の栽培技術向上を図るとともに、ブランド産地としての高品質化を強化する。さらに、集落ぐるみで農地や農業用施設を維持管理できる体制を整え、多様な経営体が定着する持続可能な土地利用を図る。

第２　農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

法第６条第２項に掲げる要件及び基本指針に示された農業振興地域の指定の基準により農業振興を図るべき地域に該当する市町村について、各市町村の区域から市街化区域や基本指針において農業上の利用の確保を図ることが相当とは認められないと示された土地等を除いて農業振興地域を下表により指定する。

地域名	指定予定地域名（市町村名）	指定予定地域の範囲　＊１（市町村の区域から農業振興地域に指定しない区域を除く）	指定予定地域の規模＊２	
			総面積	うち農用地面積
中部地域	宮崎地域（宮崎市）	市街化区域、用途地域、宮崎空港用地区域、県総合運動公園の区域、県総合農業試験場及び森林を除いた区域	34,568ha	9,081ha
	国富地域（国富町）	市街化区域及び森林を除いた区域	8,456ha	2,655ha
	綾地域（綾町）	用途地域及び森林を除いた区域	3,020ha	687ha
	地域　計	３地域（１市２町）	46,044ha	12,423ha
南那珂地域	日南地域（日南市）	用途地域、大島の区域、国定公園の特別保護地区及び森林を除いた区域	24,901ha	3,821ha
	串間地域（串間市）	用途地域及び森林を除いた区域	15,442ha	3,048ha
	地域　計	２地域（２市）	40,343ha	6,869ha
北諸県地域	都城地域（都城市）	用途地域、九州沖縄農業研究センター都城研究拠点、国立公園の特別保護地区及び森林を除いた区域	38,635ha	13,555ha
	三股地域（三股町）	用途地域及び森林を除いた区域	3,843ha	1,324ha
	地域　計	２地域（１市１町）	42,478ha	14,879ha
西諸県地域	小林地域（小林市）	用途地域、家畜改良センター宮崎牧場、国立公園の特別保護地区及び森林を除いた区域	22,329ha	7,964ha
	えびの地域（えびの市）	用途地域、防衛施設用地(陸上自衛隊霧島演習場)､国立公園の特別保護地区及び森林を除いた区域	13,089ha	3,915ha
	高原地域（高原町）	用途地域、県畜産試験場、国立公園の特別保護地区及び森林を除いた区域	6,081ha	2,214ha
	地域　計	３地域（２市１町）	41,499ha	14,092ha
児湯地域	西都地域（西都市）	用途地域、宮内庁用地（御陵墓）の区域及び森林を除いた区域	13,722ha	3,994ha
	高鍋地域（高鍋町）	用途地域及び森林を除いた区域	3,798ha	1,544ha
	新富地域（新富町）	用途地域、森林及び防衛施設用地（航空自衛隊新田原基地）の区域を除いた区域	5,065ha	2,469ha
	西米良地域（西米良村）	森林を除いた区域	654ha	245ha

	木城地域 （木城町）	森林を除いた区域	2,766ha	953ha
	川南地域 （川南町）	用途地域及び森林を除いた区域	7,054ha	3,475ha
	都農地域 （都農町）	用途地域及び森林を除いた区域	4,857ha	1,627ha
	地域　計	７地域（１市５町１村）	37,916ha	14,306ha
東臼杵地域	延岡地域 （延岡市）	市街化区域、島浦島、国定公園の特別保護地区及び森林を除いた区域	25,579ha	3,177ha
	日向地域 （日向市）	市街化区域及び森林を除いた区域	15,459ha	1,571ha
	門川地域 （門川町）	市街化区域、国定公園の特別保護地区及び森林を除いた区域	3,979ha	465ha
	諸塚地域 （諸塚村）	森林を除いた区域	5,708ha	176ha
	椎葉地域 （椎葉村）	国定公園の特別保護地区及び森林を除いた区域	12,678ha	575ha
	美郷地域 （美郷町）	森林を除いた区域	12,485ha	1,242ha
	地域　計	６地域（２市２町２村）	75,888ha	7,206ha
西臼杵地域	高千穂地域 （高千穂町）	用途地域及び森林を除いた区域	11,331ha	2,208ha
	日之影地域 （日之影町）	森林を除いた区域	6,461ha	746ha
	五ヶ瀬地域 （五ヶ瀬町）	国定公園の特別保護地区及び森林を除いた区域	7,854ha	699ha
	地域　計	３地域（３町）	25,646ha	3,653ha
県　計		26地域（９市14町３村）	309,812ha	73,427ha

＊１：「指定予定地域の範囲」の欄に記載する区域等は以下のとおりとする。
- 市街化区域～都市計画法に基づく市街化区域（重複する臨港地区を含む）
- 用途地域～都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域（重複する臨港地区を含む）
- 森林～規模の大きな森林の範囲
- 特別保護地区～自然公園法に基づく国立公園又は国定公園の特別保護地区

＊２：「指定予定地域の規模」は令和５年 12 月 31 日現在で記載している。また、端数処理の関係で面積の合計が合わない箇所がある。

第３　農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

１　農業生産基盤の整備・開発の方向

本県の水田整備率は、全国平均及び九州平均と比較して低く、畑地かんがい施設の整備率は、国営かんがい排水事業の畑の受益面積の約７割にとどまっている状況である。本県の多彩な立地条件を生かした効率的で生産性の高い農業生産構造の確立を加速化させるためには、その基礎となる農業生産基盤の総合的な整備を計画的に推進する必要がある。

このため、地域計画の実現に向けた農地の集積・集約化のための農地中間管理事業との連携を図りつつ、国営かんがい排水事業を中心とした畑作営農条件の整備、地域の立地条件や営農状況及び農地の利用促進等を十分考慮し、スマート農業に対応したほ場整備の推進、農作業の近代化や低コストで効率的な農畜産物の輸送を図るための農道の整備、第４に掲げる農地の保全・防災減災対策とともに総合的な農業生産基盤整備を進める。

（１）水源等の整備

水資源の高度な利用による農業の近代化と畑作振興を図るため、既存のダムに加え農業用ため池を含めた水源施設を総合的に整備するとともに、施設の老朽化が進む数多くの既存水利施設の機能を適切に維持更新していくためのストックマネジメント事業を積極的に推進する。

なお、水源等の整備に当たっては、生態系の保全や快適な親水空間の創出など環境との調和に配慮して行う。

（２）農道の整備

産地と集出荷施設等を結ぶ基幹的な農道、大型機械の導入を図り効率的な営農を可能とするほ場内農道の整備を進める。

なお、農道の整備に当たっては、農村の景観等環境との調和に配慮する。

（３）農地等の整備

ア　田

宮崎県水田営農対策等実施方針等の生産振興計画を踏まえ、高収益作物の導入やスマート農業に対応するための農地の区画整理など、生産性向上や水田高度利用を図るための基盤整備を進める。

また、畦畔除去などの簡易整備により、迅速な区画拡大を図る基盤整備についても推進する。

中山間地域等の大区画化が困難な水田については、地域の実情や営農のニーズに合わせた農地の区画拡大などの基盤整備に併せて、耕作や管理等が効率的に行えるように農道の整備を進める。

ほ場整備を契機とした換地や土地利用調整により担い手への農地の集積・集約化を促進するなど、地域計画をもとに地域農業の核となる担い手育成対策や集落営農等地域の営農計画を十分に踏まえた整備を図る。

イ　畑

農地面積の約半分を占める畑地において、収益性が高く競争力のある畑作農業の振興を図るため、畑地帯総合整備事業等により、天候に左右されず水を計画的に利用できる畑地かんがい施設の整備やほ場の区画整理、農道の整備などを積極的に推進し、まとまりのある優良農地の確保を図る。

火山灰性特殊土壌で土地の生産性が低い地域については、農地の保全と土地生産性の向上を図るために各種の農地防災施設の整備や土壌改良等を積極的に進める。

整備に当たっては、水田と同じく、担い手農家等への農地の集積・集約化を行うため、地域計画をもとに地域の営農計画等を十分踏まえ、担い手育成対策等を一体的に推進する。

ウ　樹園地

立地条件の良い樹園地については、農作業及び土地利用の効率化を高める見地から園内道や農道及び園地の整備を図るとともに、土地生産性を高めるためかんがい施設の整備や土壌改良等を進める。その他の樹園地については、地域の生産状況等に応じて園内道や農道及び園地を主体に周辺環境との調和を保ちながら適正な工法により整備を進める。また、用水不足の樹園地については必要に応じ水資源の開発やかんがい施設の整備を図るとともに生産性向上のための土壌改良等についても配慮する。

果樹園については、果樹産地構造改革計画に基づき新植・改植と一体的に実施する基盤整備を促進し、省力化・効率化のためのスマート農業技術に対応した産地づくりを目指すとともに、園地流動化等により担い手への優良果樹園の集積を図る。

エ　採草放牧地等

宮崎県酪農・肉用牛生産近代化計画等に基づき飼料生産基盤の確保を図るため、飼料畑や草地の造成・整備・改良等を進めるとともに、農地の集積や飼料作物作付の集団化等により効率的な飼料作物栽培体系を確立する。また、未利用で畜産への利用が可能な里山・山林等については、野草等の未利用資源の有効活用を図るため放牧を推進する。

（４）農業集落排水施設の維持管理と更新整備

農村における良好な生活環境を確保し、非農家も含めた多様な人々が快適に暮らせるよう、生活基盤の機能も併せ持つ農業集落排水施設の機能診断等を適切に行い、老朽化対策を効率的に推進する。

２　大規模土地改良事業

県中南部地帯から県西部地帯にかけての畑地帯において、露地野菜の大規模な産地づくりや施設園芸の展開、新品目の導入等により畑作営農の安定化等を図るため進められている国営かんがい排水事業と末端関連事業を計画的に推進し、畑地かんがい施設の早期整備を図る。

（１）綾川地区

県中央部に位置し、宮崎市、西都市、東諸県郡国富町、綾町の２市２町にまたがる受益面積約2,090haの農業地帯であり、昭和33年度から45年度にかけて国営土地改良事業において整備された農業分水工、導水路、幹線水路等の施設により、地区内へ配水されている。

また、施設の老朽化に伴い、平成13年度から22年度にかけて国営かんがい排水事業により更新整備を実施している。

（２）一ツ瀬川地区

県中央部に位置し、西都市、児湯郡高鍋町、新富町、木城町の１市３町にまたがる受益面積約2,070haの農業地帯であり、昭和47年度から60年度にかけて国営かんがい排水事業において東原調整池、平原揚水機場、幹線用水路等の施設が整備されており、併せて県営の関連事業により末端受益地までの用水路の整備や区画整理等を実施する。

また、施設の老朽化に伴い、令和５年度から国営かんがい排水事業により更新事業を実施している。

（３）大淀川左岸地区

県中南部に位置し、宮崎市、小林市、東諸県郡綾町の２市１町にまたがる受益面積約1,630haの農業地帯であり、昭和53年度から平成16年度にかけて国営かんがい排水事業において、広沢ダム、岩前頭首工や幹線水路等の施設が整備されており、併せて県営等の関連事業により、末端受益地までの用水路の整備や区画整理等を実施する。

また、施設の老朽化に伴い、令和元年度から令和７年度にかけて国営かんがい排水事業により更新事業を実施している。

（４）大淀川右岸地区

県中南部に位置し、宮崎市の中心部を流れる大淀川の下流域右岸に広がる受益面積約1,940haの農業地帯であり、昭和56年度から平成16年度にかけて国営かんがい排水事業において、天神ダムや幹線水路等の施設が整備されており、併せて県営等の関連事業により、末端受益地までの用水路の整備や区画整理等を実施する。

また、施設の老朽化に伴い、平成26年度から令和５年度にかけて国営かんがい排水事業により更新事業を実施している。

（５）都城盆地地区

県南西部に位置し、都城市、北諸県郡三股町の１市１町にまたがる受益面積約3,970haの農業地帯であり、昭和62年度から平成22年度にかけて国営かんがい排水事業において、木之川内ダムや幹線用水路等の施設が整備されており、併せて県営等の関連事業により末端受益地までの用水路の整備や区画整理等を実施する。

（６）西諸地区

県西部に位置し、小林市、えびの市、西諸県郡高原町の２市１町にまたがる受益面積約4,150haの農業地帯であり、平成８年度から令和元年度にかけて国営かんがい排水事業において、浜ノ瀬ダムや幹線水路等の施設整備を行っており、併せて県営等の関連事業において、末端受益地までの用水路の整備や区画整理等を実施する。

（７）尾鈴地区

県中央部に位置し、児湯郡高鍋町、川南町及び都農町の３町にまたがる受益面積約1,580haの農業地帯であり、平成８年度から平成25年度にかけて国営かんがい排水事業において切原ダムや幹線水

路等の施設が整備されており、併せて県営等の関連事業において、末端受益地までの用水路などの整備を実施する。

第４　農用地等の保全に関する事項

１　農用地等の保全の方向

本県は、地理的条件から毎年台風や集中豪雨に見舞われやすく、また県土の全域が風水害に弱い火山灰性特殊土壌に覆われているため、農地を始め農業用ため池や用排水施設などの農業用施設に災害が発生しやすい条件にある。このような災害は農地の保全や農業生産の安定のみならず、混住化が進む農村部においては県民の安全や県土の保全にも大きく影響を及ぼしかねない状況となっている。このため、農地等の災害を未然に防止し農業生産力の維持や農業経営の安定を図るとともに県土の保全や安全性を確保するため、傾斜地等地域の特性に応じた農地の保全対策などを推進する。

また、農業従事者の減少や高齢化の進展などを背景に荒廃農地の増加拡大が見られ、土地資源の有効利用という側面から問題となっている。このため、地域計画による地域の話合いや農地中間管理事業の活用等により、担い手への農地の集積・集約化を推進し、荒廃農地の発生を未然に防止する。また、荒廃農地の増加等により、農用地等が有する多面的機能の低下が懸念されるため、特に中山間地域等においては、日本型直接支払制度を継続・推進し、適正な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行う。

２　農用地等の保全のための事業

（１）シラスを主体とした火山灰性特殊土壌地帯や急傾斜地などでは、農作物等の生育が阻害され又は農作業の能率が低下するような農地の浸食及び流亡などが生じやすい。これらを未然に防止するため、農用地の保全上必要な土留工、排水施設、水兼農道などの整備を進める。また、台風や集中豪雨、地震等による地すべり現象の発生から農用地及び農業用施設等に被害を及ぼす危険の生じた箇所については、地すべりを防止するため承水路、集水路、排水路、杭打などの崩壊防止施設の整備を行う。

（２）台風や集中豪雨の洪水等により農用地及び農業用施設等に被害を受けるおそれのある地域においては、洪水調節の機能を備えたダムや農業用ため池の整備等により被害の防止を図る。また、湛水常襲地域などにおいては、排水機場、排水樋門、排水路など湛水防除施設の整備を進める。

（３）老朽化や地震・豪雨耐性不足等により脆弱化した農業用ため池（特に防災重点農業用ため池）の堤体や河川内の治水機能が劣っている堰などの施設は、農用地のみならず公共施設や地域住民等に被害を与える恐れがあることから、改修などの補強を図る。また、土地改良施設については、農業生産を維持していくための基本的機能及び県土の保全や環境の保持などの多面的機能が十分発揮されるよう効率的で適正な維持管理と計画的な更新を推進する。

（４）農用地等の浸食や高潮等の際の浸水災害の発生が予想される海岸地域においては、国土保全や経済活動の推進等の見地から各関係機関で進められている災害復旧・防災整備と併せて海岸保全施設の整備を行う。

３　農用地等の保全のための活動

（１）日本型直接支払制度の推進

ア　多面的機能支払制度の適正な運用により、地域の農業者等による組織が取り組む、農地や水路等の地域資源の基礎的保全活動、質的向上を図る共同活動を支援する。

イ　中山間地域等直接支払制度の適正な運用により、生産条件が不利な地域の農用地区域において、集落協定や個別協定に基づき行われる農業生産活動や水路・農道の維持管理等を通じて、耕作放棄の防止や農用地等の保全を図る。

ウ　環境保全型農業直接支払制度の適正な運用により、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する。

（２）荒廃農地の発生防止・解消の取組

荒廃農地については、農地法に基づく農地の利用状況調査等を通じて状況を把握し、農業上の利用増進が図られるよう必要な調整を行うなどの適切な措置を行い、発生防止に努める。

また、地域での話合いや農地中間管理機構を通じて担い手への農地の集積・集約化を図るほか、新規就農者や企業の参入による農地利用の促進、地域の状況に応じた粗放的利用による維持保全や

荒廃農地の再生利用への支援、農作業受託などの農業支援サービスの活用等により、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。

（３）ふるさと保全基金を活用した地域住民活動の推進

中山間地域において、農地や土地改良施設の保全と利活用に係る地域住民等の共同活動を支援し、これらが有する多面的機能の発揮を図り、中山間地域の活性化に資するため、中山間ふるさと・水と土保全対策事業等の適切な運用を図る。

（４）棚田の保全

中山間地域において、農業生産のみならず、良好な景観形成や伝統文化の継承に大きな役割を果たしている棚田を保全していくため、棚田地域振興法の取組を推進し、多様な主体が連携・協力しながら棚田の保全と棚田地域の振興を図る。

第５　農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

１　農業経営の規模の拡大等に関する基本的な方向

本県の農家数及び耕地面積は、社会経済の動向に応じて毎年減少傾向が続いているが、一方で農地中間管理事業等の推進により認定農業者等の担い手への農地の集積率は上昇し、経営耕地面積１０ha以上の農業経営は徐々に増加している。今後とも本県農業を基幹的産業として持続的に発展させていくためには、将来にわたって地域農業を担う人材を育成・確保することが急務である。

このため、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、農業者が自ら作成した改善計画に基づき、経営改善に取り組む認定農業者や、青年等就農計画に基づき、農業経営を行う認定新規就農者の育成を促進する。

（１）効率的かつ安定的な農業経営については、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（令和５年６月改訂）において主たる農業従事者１人当たり年間農業所得 460万円程度（１経営体当たり 640万円程度）及び年間労働時間 1,900時間程度を確保することを目標としており、この目標を可能とする農業経営の指標については別表のとおりである。

（２）（１）に準じて市町村別に定めた基本構想の目標を目指す内容の経営改善計画の認定を受けた農業経営体である認定農業者等の担い手に対して、経営規模拡大のために行う農地の集積・集約化を次のような方策等で積極的に支援する。

ア　農地中間管理機構の活用推進
イ　農地の区画拡大や汎用化など地域農業の実態に即した基盤整備の実施
ウ　農作業受託の促進

２　農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進の基本的な方向

農業生産の最も基礎的な資源である農地を効率的に利用していくため、市町村、農業委員会をはじめ、農業協同組合、市町村農業公社等の地域の関係機関及び、県、農地中間管理機構を担う公益社団法人宮崎県農業振興公社、一般社団法人宮崎県農業会議等の県域の関係機関が連携の上、農地中間管理事業を最優先に活用しながら、地域計画の実現に向け、認定農業者等の担い手への農地集積・集約化を推進する。

人と農地の問題は一体的に解決する必要があることから、多様な担い手の確保・育成、生産振興対策、農地整備等の関連施策と合わせて農地中間管理事業を推進する。

また、地域計画における話合いの結果、今後は担い手が不在又は不足する集落が増えると予想されることから、新たな担い手を呼び込むため、農地中間管理機構が予め農地を保全管理しておく取組や、集落のほぼすべての農地を農地中間管理機構が借受け、担い手へまとめて転貸する方式の提案、農地や施設等の有用な資源を円滑に承継する取組の他、営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地を区分する取組などを進める。

【別表】効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標（農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（令和５年６月策定）から抜粋）

■家族経営型（１）

経営方式	営農類型	経　営　の　概　要	作　　目　　構　　成
個別	早期水稲複合型	• 経営面積　10.3ha • 水稲・水稲作業受託による早期水稲の大規模経営を基幹とし、抑制きゅうり栽培と組合せた複合経営	①早期水稲 　主食用米　5.0ha 　業務用米　2.0ha ②早期水稲（加工用米）　3.0ha ③早期水稲（作業受託）　10.0ha ④抑制きゅうり　0.3ha
個別 組織経営体	普通期水稲複合型	• 経営面積　14.5ha • 受託作業を含めた普通期水稲を基幹とし、肉用牛繁殖を組み合わせた水田中心の複合経営	①普通期水稲　5.0ha ②普通期水稲(加工用米)　3.0ha ③普通期水稲(作業受託)　10.0ha ④肉用繁殖牛　30頭 ⑤ＷＣＳ用稲　3.0ha ⑥飼料作 　イタリアン　3.5ha
個別	特用作物(茶)専業型(釜炒り)	• 経営面積　5.0ha • 中山間地域における気象条件を考慮し、中生種と晩生種を主体とする減農薬栽培とし、家族２人、臨時雇用２人で対応可能な規模	①茶（釜炒り）　5.0ha
個別	施設野菜専業型(きゅうり)	• 経営面積　0.4ha • 促成栽培つる下げきゅうりによる野菜専業型経営	①促成きゅうり(つる下げ)　0.4ha
個別	施設野菜専業型(ピーマン)	• 経営面積　0.5ha • 促成ピーマンによる野菜専業型。ハウス長期１作	①促成ピーマン　0.5ha
個別	施設野菜専業型（いちご）	• 経営面積　0.4ha • 促成いちご（高設）と雨よけピーマンによる複合経営	①促成いちご（高設）　0.3ha ②雨よけピーマン　0.1ha
個別	施設花き専業型(キク)	• 経営面積　0.8ha • ハウスの有効利用ができるよう周年出荷体系をとったキクの専業経営	①電照ギク　0.8ha
個別 組織経営体	果樹専業型(マンゴー)	• 経営面積　0.6ha • マンゴーの専作で、4月中心出荷の早期出荷、5月中心出荷の早期加温と6～7月出荷の後期加温を組み合わせた経営類型	①マンゴー(早期加温4月中心収穫)　0.2ha ②マンゴー(早期加温5月中心収穫)　0.2ha ③マンゴー(後期加温)　0.2ha
個別	果樹専業型(きんかん)	• 経営面積　1.1ha • 施設栽培の早期きんかんと完熟きんかんを中心に、露地きんかんを加えた施設果樹と露地果樹の果樹専業の複合経営	①きんかん(ハウス早熟)　0.3ha ②きんかん(ハウス完熟)　0.3ha ③きんかん（露地）　0.5ha
個別 組織経営体	果樹専業型(ぶどう)	• 経営面積　1.0ha • ぶどう専業経営	①ぶどう(ピオーネ・ハウス)　0.2ha ②ぶどう(ピオーネ・トンネル)　0.3ha ③ぶどう(ピオーネ・大型トンネル)　0.5ha
個別	果樹専業型(かんきつ複合)	• 経営面積　1.3ha • 施設栽培の完熟きんかんと露地栽培の日向夏の果樹専業複合経営	①きんかん(ハウス完熟)　0.3ha ②日向夏(露地)　1.0ha

■家族経営型（２）

経営方式	営農類型	経　営　の　概　要	作　　目　　構　　成
個別 組織経営体	酪農専業型 (パーラー)	• 経営面積　12.0ha • 自給粗飼料と購入飼料を組み合わせた酪農専業経営	①酪農 乳用牛　80頭 ②飼料作 トウモロコシ　12.0ha イタリアン　6.0ha
個別	肉用牛肥育専業型 (黒毛和種去勢肥育)	• 経営面積　-ha • 配合飼料を基本に、一部自給飼料を確保	①肉用肥育牛　300頭
個別 組織経営体	肉用牛繁殖複合型 (自給飼料)	• 経営面積　13.3ha • 労働力２名で飼養管理できる規模 適正な収穫調整により良質自給粗飼料を確保する	①肉用繁殖牛　50頭 ②飼料作 イタリアン　4.2ha 飼料用イネ　4.2ha エンバク　1.7ha ソルゴー　1.7ha ③普通期水稲（委託）
個別	肉用牛繁殖複合型 (購入飼料)	• 経営面積　2.1ha • 粗飼料の収穫作業は委託を行い、購入飼料と組み合わせることにより飼養管理に集中する	①肉用繁殖牛　40頭 ②飼料作 イタリアン　0.3ha 飼料用イネ　0.4ha 稲ワラ　0.1ha 稲ワラ（堆肥交換）　0.3ha ③普通期水稲（委託）　1.0ha
個別 組織経営体	養豚一貫専業型	• 経営面積　-ha 配合飼料を基本に、一部自給飼料を確保	①養豚一貫 母豚　120頭
個別 組織経営体	肉用鶏専業型 (ブロイラー)	• 経営面積　-ha 配合飼料を基本に、一部自給飼料を確保	①ブロイラー 常時飼育羽数　6万6千羽
個別	肉用鶏専業型 (地鶏)	• 経営面積　-ha 配合飼料を基本に、一部自給飼料を確保	①みやざき地頭鶏 常時飼育羽数　1万羽
個別 組織経営体	採卵鶏専業型	• 経営面積　-ha 配合飼料を基本に、一部自給飼料を確保	①採卵鶏 常時飼育羽数　9万羽

■雇用型経営体（１）

経営方式	営農類型	経　営　の　概　要	作　　目　　構　　成
個別 組織経営体	集落営農経営型	• 経営面積　85.0ha • 集落営農タイプとして、１集落１農場方式による農事組合法人による経営。	①普通期水稲　30.0ha ②大豆　20.0ha ③ばれいしょ　25.0ha ④さといも　5.0ha ⑤ほうれんそう　5.0ha
個別 組織経営体	特用作物 (茶) 専業型 (煎茶)	• 経営面積　20.0ha • 法人経営（株式会社）による大規模茶専作型	①茶　20.0ha
個別 組織経営体	特用作物 (茶) 基幹型 (煎茶)	• 経営面積　11.5ha • 早生品種の比率を出来るだけ高めた早期出荷型 • 秋まき型のだいこんを千切りとして付加価値をつけ出荷する	①茶(煎茶)　10.0ha ②千切り大根　1.5ha
個別	特用作物 (葉たばこ) 基幹型	• 経営面積　9.8ha • 葉たばこを中心に、土地利用型作物を組み合わせた大規模経営	①葉たばこ　2.3ha ②千切大根　1.5ha ③原料用かんしょ　5.0ha ④飼料用イネ　1.0ha
個別	露地野菜 専業型 (食用かんしょ)	• 経営面積　7.5ha • トンネル、早堀り、普通堀りの作型を組み合わせた食用かんしょの大規模専業経営	①食用かんしょ(トンネル)　1.0ha ②食料かんしょ(早堀り)　2.0ha ③食用かんしょ(普通堀り)　4.5ha
個別	露地野菜 専業型 (畑かん利用)	• 経営面積　11.4ha • さといも、ほうれんそうを中心とした露地野菜を組み合わせた専業経営	①さといも(早生)　1.0ha ②ほうれんそう(秋冬)　5.0ha ③にんじん(夏撒き加工用)　1.0ha ④しょうが　0.8ha ⑤加工かんしょ　3.0ha ⑥らっきょう　0.6ha
個別	露地野菜 専業型 (さといも・ほうれんそう)	• 経営面積　12.0ha • さといも、ほうれんそうを中心とした露地野菜を組み合わせた専業経営	①さといも(早生)　2.0ha ②さといも(中生)　1.5ha ③ほうれんそう(加工)　7.0ha ④だいこん(秋まき契約)　1.0ha ⑤らっきょう　0.5ha
個別	露地野菜 専業型 (ごぼう・ほうれんそう)	• 経営面積　10.0ha • ごぼうと冬作のほうれんそうを組み合わせた専業経営	①ごぼう(春まき)　5.0ha ②ほうれんそう(加工)　5.0ha

■雇用型経営体（２）

経営方式	営農類型	経　営　の　概　要	作　　目　　構　　成
個別	施設野菜 大規模経営型 (促成にら)	• 経営面積　1.5ha • 水田及び畑地帯でにらを基幹作物として周年栽培を行う、にら専業経営	①促成にら　1.0ha ②にら(露地)　0.5ha
個別 組織経営体	施設花き 基幹型 (スイートピー)	• 経営面積　2.5ha • スイートピーを基幹とした、早期水稲との組み合わせ	①スイートピー　0.5ha ②早期水稲　2.0ha
個別 組織経営体	果樹専業型 (マンゴー)	• 経営面積　1.2ha • マンゴーの専作で、4月中心出荷の早期出荷、5月中心出荷の早期加温と6～7月出荷の後期加温を組み合わせた経営類型	①　マンゴー(早期加温4月中心収穫)　0.4ha ②　マンゴー(早期加温5月中心収穫)　0.4ha ③マンゴー(後期加温)　0.4ha
個別 組織経営体	酪農専業型 (ロボット)	• 経営面積　18.0ha • 自給粗飼料と購入飼料を組み合わせた酪農専業経営	①酪農 乳用牛　120頭 ②飼料作 トウモロコシ　18.0ha イタリアン　9.0ha
個別 組織経営体	肉用牛肥育 専業型 (交雑種＋ 乳用種去勢 肥育)	• 経営面積　-ha 配合飼料を基本に、一部自給飼料を確保	①肉用肥育牛　1,000頭
個別 組織経営体	肉用牛繁殖 専業型	• 経営面積　5.2ha 購入飼料を利用した２００頭規模の和牛繁殖専業経営	①肉用繁殖牛　200頭 ②飼料作 飼料用イネ　2.0ha イタリアン　1.4ha 稲ワラ　0.4ha 稲ワラ（堆肥交換）　1.4ha
個別 組織経営体	養豚一貫 専業型	• 経営面積　-ha 配合飼料を基本に、一部自給飼料を確保	①養豚一貫 母豚　500頭

第６　農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本県の農業・農村は、担い手の減少、高齢化の進行や人口減少など多くの課題に直面している。

また、消費者の「食の安全」に対する関心や健康志向の高まりに加え、ライフスタイルや消費行動の変化に伴い食への志向は簡便化が進むなど、消費・販売ニーズや販売形態が多様化している。

このような中、本県農業・農村の持続的な発展を図るためには、意欲ある多様な担い手を核に競争力のある力強い産地づくりを進めるとともに、多様化するニーズに対応した安全かつ高品質な農畜産物の安定生産・供給に取り組み、国内外の産地間競争に打ち勝つ生産体制を確立することが課題となっている。

また、アジアや欧米を中心とした海外への輸出も、販路拡大の一つとして期待されている。

このため、生産から加工・流通・販売の全ての過程における構造改革に向けスマート農業技術などを活用した生産性の高い生産基盤を確立する。

１　重点品目別の農業近代化施設整備の方向

（１）米

本県の水稲は、主食用米やＷＣＳ用稲、加工用米等を中心に需要に応じた生産が行われているが、水田経営体数は減少、作付面積は微減傾向が続いている。一方、５ha以上の経営体や農作業受委託は増加傾向であるため、将来の水田の受皿となる大規模経営体や作業受託組織等が効率的に水田営農を行えるよう、農地の集約を加速化し作業カイゼンやスマート技術の実装を促進するとともに、自動操舵トラクターや自動給水栓、ドローン等機械及び施設の整備を支援する。

（２）野菜

本県の野菜は、きゅうりやピーマン、トマト等果菜類の周年供給体制が確立されるとともに、さといも、かんしょ、ごぼう等の土物野菜や、ほうれんそう、キャベツ、にら等の葉菜類などの産地が県内全域に形成され全国有数の生産県となっている。

施設野菜では複合環境制御技術の実装や作業の自動化など、スマート農業技術の導入・普及による生産性向上を図るとともに、耐候性ハウスや養液栽培施設の導入、生産技術の向上等により周年出荷栽培を目指す。

露地野菜では、農地の基盤整備や集約化を進め、スマート農業技術による省力化を推進するとともに、耕種版インテグレーションによる加工・業務用野菜の生産拡大を目指す。また、水田裏作や畑地かんがいの利用促進により土地の有効利用や安定生産を推進する。

（３）花き

本県の花きは、スイートピーの作付面積が全国一であるほか、キク、洋ラン、ユリ等の全国有数の産地となっている。今後とも、高品質・安定生産を進めるとともに社会情勢や消費・実需者ニーズの変化に対応できる産地育成を図るため、低コスト耐候性ハウスや環境測定装置、細霧冷房等の導入により、持続可能な花き経営に向けた生産体制を強化する。

（４）果樹

本県の果樹は、ブランド品目であるマンゴー、完熟きんかん、日向夏などの特産果樹をはじめ、中山間地域ではゆず、くり等の産地化が図られている。今後、消費者ニーズを捉え、マンゴー、ライチ等の高品質果実の安定生産体制の確立に向けて、ハウス施設の導入や非破壊選果機の導入によりブランド品目の品質保証体制を整備するとともに、苗木供給体制整備や気候変動に適応した技術の導入推進を進める。

また、ゆずやくり等は加工用需要が増加していることから、園地集積や作業道等整備による園地改善を図り、スマート化に対応した労働生産性の高い果樹産地づくりを進める。

（５）茶

本県は温暖な気候を活かした早出し茶生産が可能なこと、平坦地が多く機械化が容易なこと、また、畑地かんがい施設が整備されつつあるなど茶の生産に大変有利な条件を備えているが、茶価の低迷等により厳しい状況となっている。

今後は、茶の高品質化と茶種の多様化および省力化・低コスト化に加え、契約取引などの安定した所得の確保を図るため、無人摘採機や防除機、畑地かんがいを活用した枝濡れセンサー、防霜施設等の導入を推進する。

（６）葉たばこ

葉たばこは畑地かんがい施設等が整備された畑地帯を中心に、ＪＴ（日本たばこ産業株式会社）との全量契約栽培であるなど安定収入が見込める品目となっているが、社会情勢の変化により生産量は減少している。今後は、ＪＴが求める高品質な葉たばこ生産を目指すとともに、効率的で安定した生産体制を構築するため、たばこ耕作組合と連携し、エコ乾燥機や園地管理機械等の導入を図りながら、生産性向上と省力化を強化し、産地の維持を図る。

（７）特用作物【麦類、大豆、原料用かんしょ】

麦及び大豆は、国産の需要が高まっている一方で、近年の長雨や高温などにより、年ごとの生産量にばらつきが見られるなど、生産性の低下が課題となっている。このため、排水対策や作業の効率化等により生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を図るための機械及び施設の整備を支援する。

原料用かんしょは、県中南部地帯や県西部地帯の重要な畑作物として、焼酎原料用や加工食品用として生産されており、今後は機械化一貫体系の確立等による低コスト化を推進し生産拡大を促進する。

（８）酪農

本県の酪農は、高齢化や後継者不在などにより飼養戸数は年々減少傾向にあり、生産基盤の脆弱化が懸念されている。生産性の高い酪農経営を確立するため、フリーストール牛舎や搾乳ロボット等の生産方式による飼養管理施設の整備を進めるとともに良質粗飼料の確保を図るための共同利用の飼料作機械の導入を進めるほか、ソーカーシステム等を活用した暑熱対策の徹底により生産性向上を図る。

また、生乳の集荷流通については、個人バルク、クーラーステーションを核とした集送乳体系を基本に、集送乳ローリーの大型化、集送乳施設及び集送乳路線の整備により流通コストの低減を図る。

さらに、畜産クラスター事業を活用した施設整備等を推進し、地域全体での収益性の向上を目指す。

（９）肉用牛

産地を支える担い手が経営発展の取組にチャレンジしやすい環境を整備するとともに、国内外の実需者に選ばれる牛肉生産と販路開拓を図るため、飼養管理や飼料生産等に係る分業体制の機能強化や農家経営の発展ステージに応じたきめ細やかな営農指導の展開、さらには牛肉のおいしさに関する新たな経済指標を含めた種畜改良等を推進する。

また、生産基盤を強化するため策定した「人・牛プラン」に基づき、地域の特性を踏まえた取組を推進するとともに、畜産クラスター事業を活用した施設整備等を推進し、地域全体での収益性の向上を目指す。

（10）養豚

計画的かつ環境に配慮した施設整備による規模拡大を推進し、繁殖・肥育等の分業化、ＩＣＴ・ＩＯＴ（モノのインターネット）の導入による経営の合理化、効率化を図るとともに、適切なふん尿処理施設の整備を促進し、共販体制の確立及び飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図る。

さらに、畜産クラスター事業を活用した施設整備等を推進し、地域全体での収益性の向上を目指す。

（11）養鶏

鶏卵・ブロイラーとも需要に見合った生産を推進する中で、施設の大型化が進むことから、今後の施設整備については、広域的な鶏ふん処理施設の安定的な利用による環境保全、防疫面を考慮した適正配置を推進するとともに、ＨＡＣＣＰ（総合衛生管理製造過程）に準拠したＧＰ（鶏卵の選別・包装施設）センター、食鳥処理施設の整備を推進する。

また、畜産クラスター事業を活用した衛生的かつ合理的な鶏舎整備を推進し、地域全体での収益性の向上を目指す。

２　広域施設整備の構想

（１）農畜産物輸送体制の整備充実

大消費地から遠隔地にある本県の農畜産物の物流は、大半をトラック輸送に頼っているが、トラック運転手の高齢化や人手不足等の問題が深刻化している。また、輸送の効率化や環境に配慮した取組など、将来の社会・経済構造の変化に対応した輸送体制の確立が課題である。

このため、集出荷場の集約化や共同輸送の実践によるロットの拡大、物流拠点施設や卸売市場等の整備・機能強化による輸送効率の向上及びコールドチェーンの確保、海上・鉄道輸送等のモーダルシフトの推進、デジタル技術を活用した革新的な物流システムの導入支援等により、持続可能で効率的な輸送体制の構築を図る。

（２）共同利用農業施設の整備・充実

農業者の減少等が進む中、農畜産物の安定供給を図るには、共同利用施設の整備・充実による農業生産の分業化や集出荷の共同化等が重要であるため、農産物の集出荷貯蔵施設や肉用子牛の集団管理施設であるキャトルセンターなど広域的な各種の共同利用施設の整備等や再編集約を支援する。

（３）畜産物流通加工施設の整備

県内の家畜市場は現在８箇所に設置されているが、今後ともより効率的な取引や適正な価格形成を確保するため、再編も含めた機能の高度化を推進する。また、県内７箇所の畜産物食肉処理施設は全国に先駆けて全ての施設において、ＨＡＣＣＰ型管理運営基準の導入が完了した。今後とも、さらに施設の機能高度化を進め、安全性の向上や処理コストの低減を図ることで、生産の合理化や製品の高品質化を図る。

（４）バイオマス関連施設の整備

環境保全や資源の有効利用などに対する社会的関心の高まりや安全・安心を求める消費者ニーズに対応するために、資源循環型農業の推進が重要である。このため、耕畜連携の更なる強化による資源循環の促進と、脱炭素社会を目指す農業構造への転換を図るため、家畜排せつ物や食品残さ、稲わら等のバイオマス資源を堆肥、飼料、エネルギー等として利用するための施設整備を計画的に推進する。

第７　農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を実現できる担い手を育成し、農地等の経営資源の集約や雇用型法人の育成、経営の多角化等、関連施策を担い手に集中することにより、生産性の高い農業を確立する必要がある。

こうした農業経営を担うべき人材の確保及び育成を図るため、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上、さらには新たに就農しようとする者に対する農業技術及び経営管理手法の修得等、農業経営の高度化や就農の促進に資する施設の整備、充実を進める必要がある。

また、県民が農業・農村に対する理解と関心を深め、農業県にふさわしい食農文化づくりを進めるため、学校教育や生涯学習において、農業に関する学習や農業体験の機会の充実を図る。

１　農業を担うべき者の育成及び確保のための施設・環境の整備

農業大学校を人材育成総合拠点に位置付け、スマート農業など時代の要請に応じた知識や技術を習得できるカリキュラムの充実や施設・環境の整備を進めるとともに、学生のみならず、農業者や農業技術者も先端技術等を学習できる環境を整備する。

耕種分野では、県農業総合研修センターの「みやざき農業実践塾」や、ＪＡ（農業協同組合）等が運営する就農トレーニング施設、生産部会等と連携した先進農家研修など研修体制のさらなる充実を図る。また、畜産分野においても施設及び研修体制の充実を図るなど、担い手の育成機能を強化する。

２　農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

（１）産地サポート機能の強化

核となる担い手の規模拡大や生産性の向上等の取組と併せて、農作業受託組織、農業ヘルパー組織等の農業支援サービス事業体の育成、研修施設等の就農環境の整備や経営資源の円滑な承継など、産地サポート機能の強化を図る。

また、地域の合意形成のもと集落ぐるみで効率的な農地利用や営農を行う集落営農組織の育成を図る。

（２）多様な担い手の育成

非農家出身者や他産業からの参入など就農希望者が多様化するとともに、自営就農に加え、雇用就農や半農半Ｘなど、就農形態も多元化していることから、地域において確保すべき担い手を明確化し、地域を牽引する担い手として、市町村等と連携して育成する。

認定農業者などの意欲的な経営体については経営発展や法人化を積極的に支援するとともに、法人化後においても経営基盤の強化に向け、専門家等との連携による支援の充実を図る。

また、女性農業者については家族経営協定の締結等による経営参画や社会参画を推進し、高齢農業者については知識や技術を生かしながら活躍できる集落営農などの環境の整備等を通して、農村地域における多様な担い手の育成を進める。

さらに、雇用就農の受け皿となる他産業からの農業参入を促進するため、地域との調和の下、市町村や関係団体との連携による受入体制の構築や農地情報の発信等に取り組み、地域農業を支える多様な担い手の確保・育成を図る。

（３）意欲ある新規就農者の確保・育成

学卒就農者を始め、離職就農者、新規参入者、雇用就農者、半農半Ｘなど就農ルートの多様化に対応した就農相談体制の充実を図るとともに、自営就農を希望する者に対しては、就農トレーニング施設や生産部会等と連携した先進農家研修等で実践的な技術・知識の修得を進めるとともに、制度資金の貸付や農業資源の有効活用推進による初期負担軽減、農業改良普及センター等による伴走支援など、就農相談から定着に向けた切れ目ない支援を実施・推進する。

また、雇用就農を希望する者に対しては、地域の特性に応じた雇用マッチング体制の構築や就労環境の整備等による定着率の向上を図る。

さらに、教育機関との連携強化を通した児童・生徒に対する農業への理解促進等により、就農候補者の底辺が拡大する取組を推進する。

第８　第５に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

１　農業就業者の安定的な就業の促進の目標

農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図る見地から、認定農業者等地域農業の担い手への農用地の集積・集約化を進め規模拡大を促進することにより経営安定化を図るとともに、農地の出し手である小規模農家や兼業農家の農業従事者等の安定就業による定住化を促進し、集落機能の維持や地域社会の活性化を図る。

なお、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者等の就業については、中高年齢者の就業の円滑化、日雇いなど不安定就業者の地元への安定就業の促進及び新規学卒者等若年層の地元定着化が図られるよう、雇用の安定及び適正な労働条件や職場環境等に配慮しつつ促進する。

２　農村地域における就業機会の確保のための構想

（１）本県では農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第 112 号）に基づき37地区の農村地域産業導入地区（産業団地）が設定され、 130 社以上の企業が操業中であり農業従事者を含め 6,000 人以上が地元から雇用されている。今後も本制度を活用し、農業と導入産業との均衡ある発展を図りつつ、地域の農業者の安定した就業機会の確保を図る。

（２）地域の農林畜産物の高付加価値化を担う冷凍野菜加工場などの食品関連製造業、あるいは木材・木製品等関連産業の誘致・育成など地域農林業資源を活用した内発型の産業の創出等により就業機会の確保を図る。

（３）地域資源である農林水産物の付加価値向上や、加工・販売等に取り組む農林漁業者の経営力向上を図る。また、地域の食品事業者など多様な事業者との交流活性化や連携強化により、それぞれの強みを生かした新ビジネスの創出を進め、農林漁業者の所得の向上と農村地域における新たな雇用の創出を図る。

（４）農山漁村が有する地域資源の価値や魅力は高く評価されており、田園回帰への関心やインバウンド等の観光需要が高まる中で、地域住民や関係人口も含めた幅広い主体による農村振興施策の推進は、ますます重要である。
　このため、農泊や農業体験等のグリーン・ツーリズムによる都市農村交流や、地域資源ブランドである世界農業遺産地域等の資源を活用した新たな価値の創出等を行う多様な人材の確保、地域の所得向上に向けた環境づくりを促進・推進することにより就業機会の確保を図る。

（５）高齢化や担い手減少による生産力の低下が懸念される中、資本力や技術力を有する企業等との連携・他産業からの農業参入を推進することにより、就業機会の確保を図る。

第９　農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

１　生活環境施設の整備の必要性

農村地域は、都市部の拡充による混住化が進む地域から過疎化・高齢化の進む中山間地域まで立地条件は異なるが、社会構造の変化と住民意識の多様化などにより集落機能の低下や生産活動の停滞が懸念されつつある。
　このため、都市部に比べ遅れている農村地域の基礎的な生活環境の基盤を整えるとともに、地元住民のコミュニティづくりはもとより、都市と農村の交流等による地域づくりも視野に入れ、美しい農村景観や自然環境の保全、地域資源の循環利用など農業生産活動が行われることによって生じる多面的な機能を発揮する潤いのある豊かな田園空間の創出を図っていく必要がある。

２　生活環境施設の整備の構想

農業従事者等の生活環境の向上を図るための施設は、農用地利用計画との整合を図り優良農用地の確保に十分留意するとともに、幅広い住民参加による地域社会づくりに資するような利便性のある安全な施設を適正かつ効率的に整備する。

（１）都市と遜色のない高水準の情報提供により、地域の活性化や地域住民の利便性の向上に資するため、県内どこでも同一の条件で利用できる高度な情報通信基盤の整備を推進する。

（２）農村地域における農業集落排水施設などの汚水処理施設や上水道、防災安全施設等の整備を推進する。
　なお、農業集落排水施設については、生活排水等の処理水の再利用や汚泥の農地還元など地域資源の有効活用も考慮した更新整備を推進する。

（３）地域住民の積極的な参加を得ながら、集会施設、農村公園、農村広場等の施設の整備を進め、意欲ある担い手農家と兼業農家等との連帯感はもとより農業従事者等の福祉の向上、健康増進、文化的活動の助長を図る。

（４）石積み水路等伝統的農業施設や棚田等の地域資源の発掘・保全を図り、地域住民によるその保存及び継承はもとより、グリーン・ツーリズム資源として都市住民にも開かれたものとし、地域活性化への積極的な活用を進める。

（５）良好な生活環境のもと、安定した持続可能な農業生産活動を進めるため、家畜排せつ物や廃プラスチック等の適正処理及びリサイクルの推進を図る。